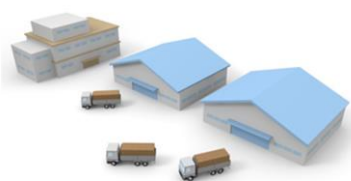


企業の飛躍を 全力で支援！！



愛知県 東郷町
企業立地のご案内

東郷町の紹介

■人・まち・みどり ずっと暮らしたいとうごう

東郷町は、名古屋市と豊田市の間に位置するまち。

都市近郊でありながら、市街地の周辺には緑が多く残されており、豊かな農地が残っています。

また、愛知池や境川等の豊かな水資源にも恵まれ、夏にはホタルを見ることが出来る、水と緑のあふれた自然豊かなまちです。

一方で、まちの中央部には、大型商業施設やバスターミナルが立地し、都市機能を集約することで、より暮らしやすく便利なまちを目指しています。

また、隣接する東名三好ICから周辺の都市部へのアクセスも良好で、製造業を中心とした企業立地の支援制度も充実しています。

ぜひ、東郷町で新たなものづくりを始めてみませんか。

■まちの基礎データ

面積／18.03 km²

人口／43,903人（令和7年3月末現在）

世帯数／18,804世帯（令和7年3月末現在）

事業所数／1,364事業所（令和3年経済センサスより）

総従業者数／15,421人（令和3年経済センサスより）

■まちの主な企業

東郷町工業団地／(株)東郷製作所、チヨダ工業(株)、アツタ起業(株)

諸輪工業団地／西川コミュニケーションズ(株)、ダイコー化学工業(株)、睦工業(株)

その他のエリア／(株)中部理化、(株)喜多村、パイロットインキ(株)、(株)コムテック

魅力あふれる企業

町内には、高い技術を持った企業が数多く立地
愛知ブランド企業に認定されている企業は7社！

災害に強いまち

内陸部に位置し、津波・高潮
などの危険性が低いまちです！

支援制度が充実

企業の進出や設備投資を
全力で応援します！



東郷町イメージキャラクター トッピー

■交通アクセス

鉄道最寄り駅／赤池駅（地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線）

徳重駅（地下鉄桜通線）

日進駅（名鉄豊田線）

米野木駅（名鉄豊田線）

黒笹駅（名鉄豊田線）

最寄り IC／東名三好 IC

町内の主要道路／国道 153 号豊田西バイパス

主要地方道 瀬戸大府東海線（県道 57 号）

主要地方道 名古屋岡崎線（県道 56 号）

主要地方道 諸輪名古屋線（県道 36 号）

主要地方道 豊田知立線（県道 54 号）

県道 豊田東郷線（県道 520 号）



町の花／あやめ



町の木／もっこく



交通アクセス（自家用車）

- ・名古屋駅まで 約 45 分
- ・豊田市中心部まで 約 30 分
- ・セントレアまで 約 50 分

支援制度のご案内

東郷町では、指定区域内に工場や商業施設を新增設いただく事業者様に奨励金を交付するなど、支援制度を設けています。

—工場・研究所を立地いただく事業者様向け—

■東郷町企業立地促進条例に基づく奨励金

都市計画マスタープランの「既成産業系市街地ゾーン」、「工業系新市街地候補ゾーン」又は「研究開発・工業系新市街地候補ゾーン」に、技術先端型業種又は集積業種の工場等を新增設する事業者等に奨励金を交付します。



奨励金の種類	要 件	交付内容
①工場等新設促進奨励金	投下固定資産総額 3億円以上 ※中小企業者は 1億円以上	新設した工場等の土地・家屋の 固定資産税並びに都市計画税相当額の50～100% を奨励金として、課税の翌年度から 3年間 交付
②工場等増設促進奨励金	投下固定資産総額 1億円以上 ※中小企業者は 5千万円以上 (増築後の床面積が 1/5 以上増加することなど条件あり)	増設した工場等の土地・家屋の 固定資産税並びに都市計画税相当額の50～100% を奨励金として、課税の翌年度から 3年間 交付
③償却資産取得奨励金	①又は②の交付対象者(②の場合は、他の場所に工場等を増設し、かつ既存の工場等の事業を継続している者)	新設又は増設した工場等において、取得した償却資産の 固定資産税相当額 を課税の翌年度に交付
④雇用促進奨励金	事業開始日の1年前の日から起算して2年の間で、新たに 町内に住所を有する者を1年以上継続して雇用	1人15万円(上限150万円) を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
⑤敷地提供奨励金	①又は②の交付対象者に、 工場等に必要な敷地を提供した者	譲渡した敷地の譲渡所得の町民税額の 1/2以内の額 を奨励金として課税の翌年度に交付

■東郷町内企業再投資促進補助金

20年以上、東郷町内に立地する工場を有する事業者で、「工業系新市街地候補ゾーン」又は「研究開発・工業系新市街地候補ゾーン」に技術先端型業種又は集積業種の工場を新增設する事業者に、補助金を交付します。



※新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に採択されることが必要です。

要 件	交付内容
・常用雇用者 50人以上 ※中小企業者又は中堅企業者は 25人以上 ・土地を除く固定資産取得費用が 25億円以上 ※中小企業者又は中堅企業者は 1億円以上	固定資産取得費用(土地を除く)の4% (上限2億円) ※中堅企業者は 4～5% (上限2億円) ※中小企業者は 8～10% (上限4億円)

■東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例に基づく

奨励金（令和 13 年 3 月 31 日まで）

カーボンニュートラルに資する設備投資及び有益な技術革新に資する設備投資を行う事業者に、奨励金を交付します。

（令和 13 年 3 月 31 日までに奨励措置適用事業者の指定を受ける必要があります。）



奨励金の種類	要 件	交付内容
①カーボンニュートラルに係る 償却資産取得奨励金	事業者が所有する工場等に カーボンニュートラルに係る 設備等を導入 ※町外（県内に限る）の工場等の場合は、 町内に本社があること	償却資産取得費の1/2 （上限2,000万円）を交付 ※中小企業者は上限1,000万円 ※町外の工場への投資は上限100万円 ※町内への本社移転を伴う場合は、 500万円を加算
②カーボンニュートラルに係る 設備等新設（増設）促進 奨励金	①の交付対象者のうち、 町内の工場に カーボンニュートラルに係る 設備等を新設又は増設した者	取得した償却資産の 固定資産税相当額を奨励金として、 課税の翌年度から 最大10年間交付

※ 技術先端型業種や集積業種の判定を受けて立地した工場等は、再判定を受ける必要がある場合があります。

■工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和

東郷町では、工場立地法で定められた緑地面積率及び環境施設面積率について、下記のとおり緩和しています。



区 域	緑地面積率	環境面積率
工業地域、準工業地域、 市街化調整区域	5%以上	10%以上
その他の地域	20%以上	25%以上
緑地面積のうち重複緑地等は、1/2 以内		

支援制度の詳細は、
東郷町産業振興課（0561-56-0741）まで
お問い合わせください。
また、制度の活用をご検討される場合は、必ず事前にご相談ください。



—商業施設・医療施設・宿泊施設を立地いただく事業者様向け—

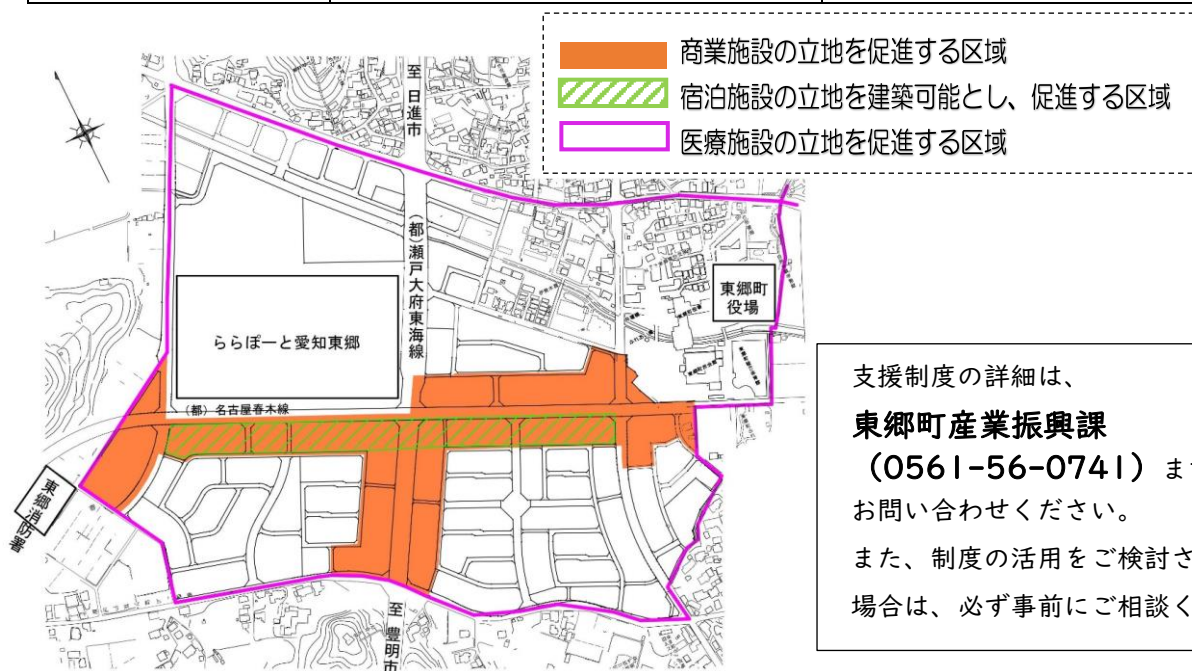
■東郷町商業施設等立地促進条例に基づく奨励金（令和8年3月31日まで）

東郷町の都市拠点「東郷セントラル地区」に立地する商業・医療・宿泊の事業者に奨励金を交付します。（医療施設は産婦人科及び小児科に限る）

（令和8年3月までに奨励措置適用事業者の指定を受ける必要があります。）



奨励金の種類	要 件	交付内容
①商業施設等新設促進奨励金	【商業施設】 投下固定資産総額 1 億円以上 ※中小企業者は 5,000 万円以上 【医療施設】 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業者は 3,000 万円以上 【宿泊施設】 投下固定資産総額 10 億円以上 かつ、客室数 150 室以上	新設した商業施設等の土地・家屋の 固定資産税並びに都市計画税相当額 を奨励金として、 課税の翌年度から 3年間交付
②商業施設等増設促進奨励金	【商業施設】 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業者は 2,500 万円以上 【医療施設】 投下固定資産総額 2,500 万円以上 ※中小企業は 1,500 万円以上 【宿泊施設】 投下固定資産総額 10 億円以上 かつ、客室数 150 室以上	増設した商業施設等の土地・家屋の 固定資産税並びに都市計画税相当額 の 50～100% を奨励金として、 課税の翌年度から 3年間交付
③償却資産取得奨励金	①又は②の交付対象者 （②の場合は、他の場所に商業施設等を増設し、かつ既存の工場等の事業を継続している者）	新設又は増設した商業施設等において、 取得した償却資産の 固定資産税相当額 を 課税の翌年度に交付
④雇用促進奨励金	事業開始日の1年前の日から起算して2年の間で、 町内に住所を有する者を1年以上継続して雇用	1人15万円（上限150万円） を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付



支援制度の詳細は、
東郷町産業振興課
（0561-56-0741） まで
 お問い合わせください。
 また、制度の活用をご検討される
 場合は、必ず事前にご相談ください。

東郷セントラル区域

—町内に事業所等を立地いただく事業者様向け（既設の事業所等も対象）—

■EV 充電スタンド設置費に対する補助金

町内の事業所、事務所、診療所、工場、店舗、駐車場、集合住宅等に充電設備を設置する
事業者に補助金を交付します。



区分		充電器※2	交付内容	
一般開放 ※1	有	普通充電器	充電設備の購入費の1/2 (消費税等は除く。工事費・ 維持管理費は対象外)	上限10万円
		急速充電器		上限100万円
	無	普通充電器		上限5万円
		急速充電器		上限50万円

※1 充電設備が設置されている事業所等に対する利用目的を持たない者が充電設備を利用でき、かつ、充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできることをいいます。

(例) スーパーに設置した充電設備を、買い物をしていない人も利用することができる。

※2 国の補助制度の「補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されている普通充電設備及び急速充電設備
(コンセントスタンド等は対象外)

支援制度の詳細は、

東郷町環境課（0561-56-0729）まで
お問い合わせください。

また、制度の活用をご検討される場合は、必ず
事前にご相談ください。



東郷町イメージキャラクター トッピー

東郷町の将来都市構造

東郷町都市計画マスタープランでは、町の将来都市構造を設定しています。

そのうち、工場等での土地利用や都市拠点としての土地利用の方針を設定している区域は下記のとおりです。

■工場等での土地利用の方針を設定している区域

「既成産業系市街地ゾーン」(青色の区域)

工業団地や工業集積地、大規模な既存の工業地、工業系・物流系の開発地です。

「工業系新市街地候補ゾーン」(青斜線の区域)

将来の産業拠点の形成や既存工業系市街地の拡充を図る区域です。

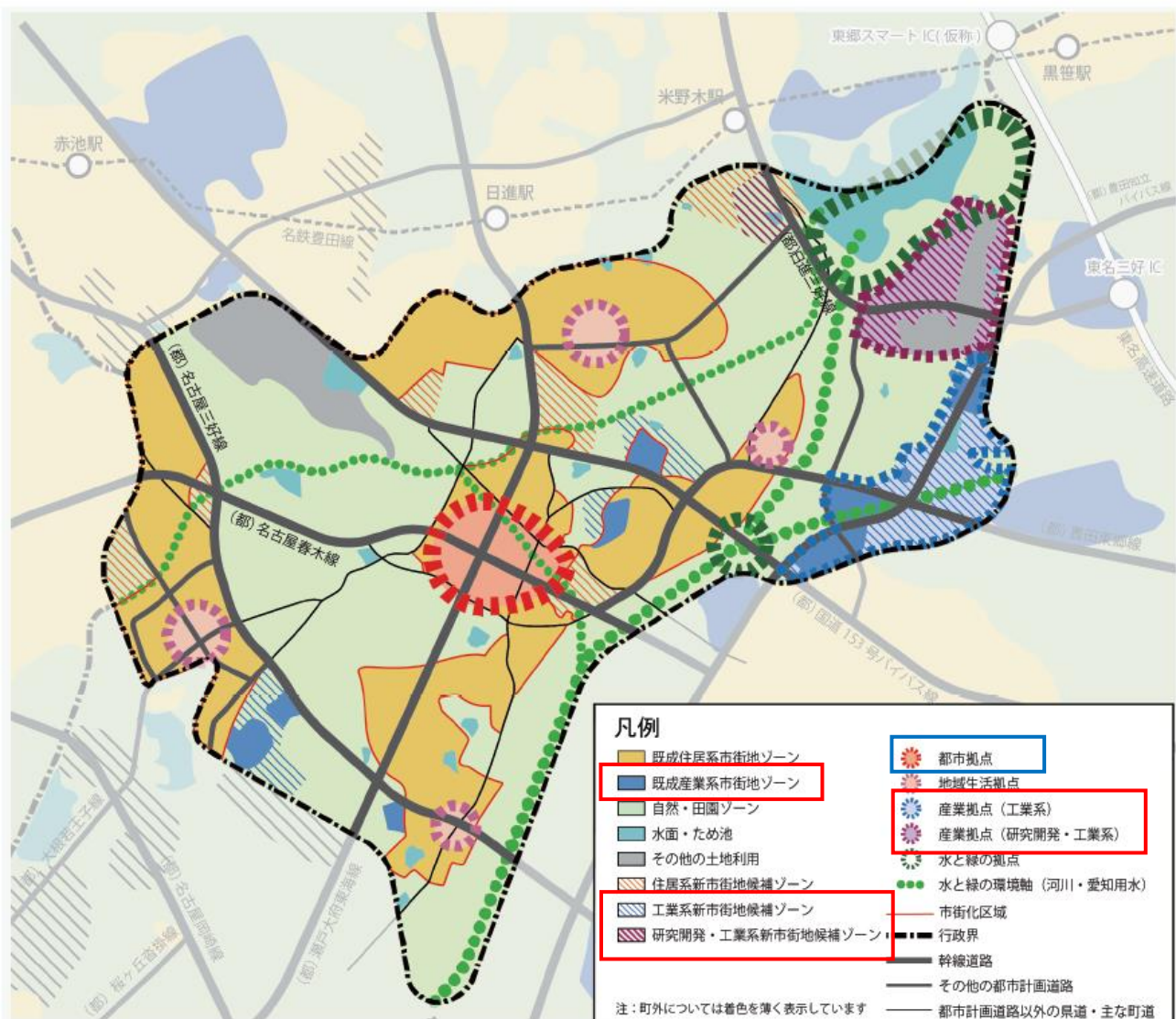
「研究開発・工業系新市街地候補ゾーン」(紫斜線の区域)

既存の土地利用や自然環境に配慮された研究開発施設や製造拠点です。

■都市拠点としての土地利用の方針を設定している区域

「東郷セントラル区域」(赤の点線で囲まれた区域)

東郷中央土地区画整理地内と、役場周辺の公共施設が集積した区域です。



立地までのながれ

■東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例

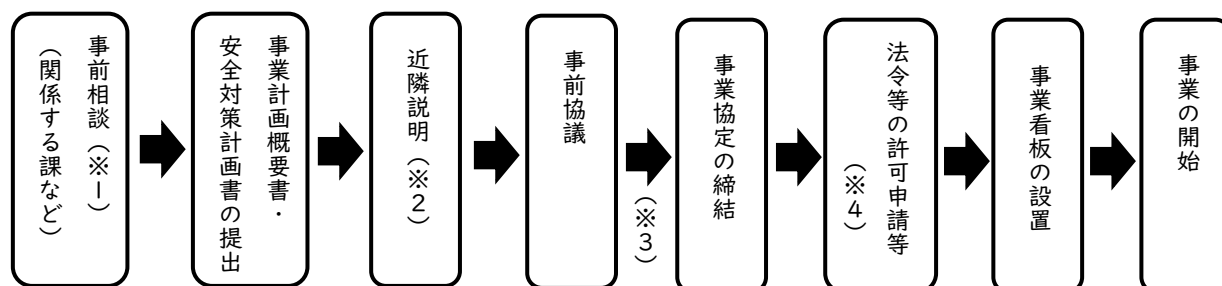
一定の面積以上の土地を宅地開発や資材置場、廃棄物関連施設用地などの土地の用途に変更して利用する場合は、町と事前に協議をする必要があります。



●条例の対象となる主な事業

- ・愛知県知事の許可が必要な市街化調整区域の建築物の建築
- ・延べ面積が 500 ㎡以上の店舗の建築
- ・建築面積が 3,000 ㎡以上の工場の建築
- ・ホテル等の建築
- ・高さ 12m 超・地上 5 階以上の建築物の建築 など

●手続きのながれ



※1 事前相談は、事業計画ごとに関係する課などへ個別に実施してください。

※2 近隣説明は、区域から 15m 以内の地権者や自治会長などに実施してください。

※3 事前協議から事業協定の締結までは、最低 14 日、規模の大きな事業等は 1 か月程度の期間が必要です。

※4 法令等の許可申請等の手続きは、事業協定の締結後に行ってください。

主な手続き等は、次ページに掲載しています。



東郷町イメージキャラクター
トッピー

「東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例」についての詳細は、

東郷町都市計画課 (0561-56-0747) まで
お問い合わせください。

立地に必要な手続き

立地に必要な手続きや、手続きに必要な期間は、立地場所や案件ごとに異なります。

また、申請時期が決まっている手続や、事前協議を終えて申請書類を提出してから、許可までに半年以上の期間が必要な手続きもありますので、立地を検討いただく場合は、お早めに各窓口へご相談ください。

※ 特に、「工業系新市街地候補ゾーン」、「研究開発・工業系新市街地候補ゾーン」は、市街化調整区域であり、個人所有の未開発の土地がほとんどです。農用地区域に指定されている土地や、道水路の付け替えが必要な土地など、状況も様々であるため、工場等の立地には、地権者や地元との調整、関係法令の各種協議などが必要となり、工場等を建設できるようになるまでには数年かかる場合があります。



手続き	関係法令	内 容	窓 口	受付時期
土地開発行為協議申出書の提出	愛知県土地開発行為に関する指導要綱	1 ha 以上の開発行為を行う場合	愛知県都市計画課 052-954-6119	随時
開発行為許可申請	都市計画法	・市街化区域内で 500 m ² 以上の開発の場合 ・市街化調整区域内での開発の場合 など	尾張建設事務所建築課 052-961-1813 東郷町都市計画課 0561-56-0747	随時
宅地造成に関する工事の許可申請	宅地造成等規制法 ※R5.5.26～ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に変更	規制区域内で 2 m 超の切土・1 m 超の盛土等の時に許可が必要な場合あり	尾張建設事務所建築課 052-961-1813	随時
土採取事業許可申請	東郷町土採取規制条例	面積 1,000 m ² 以上、土量 1,000 m ³ 以上の土採取事業の場合	東郷町都市計画課 0561-56-0747	随時
土地売買等の届出	国土利用計画法	・市街化区域 2,000 m ² 以上の土地の取引 ・市街化調整区域 5,000 m ² 以上の土地の取引		随時
農用地利用計画の変更（農振除外）申請	農業振興地域の整備に関する法律	農振農用地区域内の場合 （手続期間：受付後 6 か月程度）	東郷町農業委員会事務局（産業振興課） 0561-56-0740	年 4 回 受付締切日： 2/10、5/10、 8/10、11/10
農地転用許可申請	農地法	市街化調整区域で、農地を農地以外のものにし、耕作以外の目的に利用する場合 （許可書交付目安：受付後 5 週間程度）		毎月 5 ～ 10 日
農地転用の届出		市街化区域で、農地を農地以外のものにし、耕作以外の目的に利用する場合 （受理書交付目安：受付後 10 日程度）		随時

手続き	関係法令	内 容	窓 口	受付時期
林地開発許可申請	森林法	地域森林計画対象民有林において 1 ha を超える 開発をする場合 ※太陽光発電の場合は0.5haを超えるものから対象	尾張農林水産事務所 林務課 052-961-1658	随時
伐採及び伐採後の造林の届出		地域森林計画対象民有林において 1ha 以下 の伐採をする場合	東郷町産業振興課 0561-56-0740	随時
特定工場の届出	工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給業の工場のうち、敷地面積 9,000 m²以上 または建築面積 3,000 m²以上 の場合	東郷町産業振興課 0561-56-0741	随時
雨水浸透阻害行為許可申請	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域内で、 500 m³以上 の雨水がしみこみにくくなる行為を行う場合	尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4498	随時
砂防指定地内行為許可申請	砂防法	砂防指定地内 で工作物の設置等を行う場合	尾張建設事務所 維持管理課 052-961-4421	随時
道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請	道路法	認定道路 に排水接続や蓋掛けを行うなど、道路を工事する場合	東郷町都市整備課 0561-56-0746	随時
公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請	東郷町公共用物管理条例	未認定道路や水路等 に排水接続や蓋掛けを行うなど、公共用物を工事する場合		随時
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	土壌汚染対策法	3,000 m²以上 の土地の区画の形質の変更のとき、届出が必要な場合あり	尾張県民事務所 環境保全課 052-961-7254 052-961-7255	随時
特定施設設置の届出	騒音規制法 振動規制法 県民の生活環境の保全等に関する条例	施設（機械）を新設する場合、届出が必要な場合あり	東郷町環境課 0561-56-0729	随時
土地の埋立て等許可申請	東郷町土質等規制条例	面積 1,000 m²以上 の土地の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合あり		随時
公共下水道に関する工事又は施設の維持管理承認申請	下水道法	市街化区域内 で下水道取り付け管等設置する場合	東郷町下水道課 0561-56-0749	随時
排水設備等確認・変更確認申請	東郷町下水道条例施行規則	市街化区域内 で宅地内に排水設備を新設等する場合		随時
文化財保護法第93条に基づく届出	文化財保護法	埋蔵文化財 がある場合、届出が必要な場合あり	東郷町生涯学習課 0561-38-7780	随時

■主なお問い合わせ窓口

お問い合わせの内容	窓 口	電話番号
農地や森林に関すること／集積業種に関すること／企業支援に関すること	産業振興課	0561-56-0740 0561-56-0741
開発行為に関すること／宅地造成区域に関すること／区画整理に関すること／ 屋外広告物に関すること／都市計画に関すること／国土利用計画に関すること	都市計画課	0561-56-0747
道路・水路・河川に関すること／特定都市河川流域に関すること／ 砂防区域に関すること	都市整備課	0561-56-0745 0561-56-0746
ごみの処理に関すること／騒音・振動等に関すること／ 土地の埋立てに関すること	環境課	0561-56-0729
下水道に関すること	下水道課	0561-56-0749
上水道に関すること	愛知中部 水道企業団	0561-38-0030
埋蔵文化財に関すること	生涯学習課	0561-38-7780



発行日：令和5年4月（令和7年3月改訂）

発行者：東郷町まち整備部 産業振興課

住 所：〒470-0198

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話：0561-56-0741

E-Mail：tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp

H P：https://www.town.aichi-togo.lg.jp



東郷町 HP